

日高市建設工事総合評価方式試行要領

平成30年3月1日市長決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、市が発注する建設工事の請負契約について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の10の2（令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により落札者を決定する方式（以下「総合評価方式」という。）を試行するために必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 総合評価方式により入札を行う建設工事（以下「対象工事」という。）は、市長が選定する。

(総合評価の方法)

第3条 対象工事における総合評価方式における評価方式の選択、評価項目の選定・配点については、埼玉県総合評価方式実施マニュアルにより工事発注担当課が定めるものとする。

2 前項にかかる各事項の選定等及び評価項目の審査に当たっては、工事主管課長及び契約事務担当課長が協議するものとする。

(学識経験者の意見の聴取等)

第4条 市長は、総合評価落札方式競争入札を実施するに当たり、令167条の10の2第4項及び第5項並びに地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の4の規定に基づき、あらかじめ、次に掲げる事項について学識経験を有する者2人以上の意見を聴くものとする。

(1) 落札者決定基準を定めることについて

(2) 落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて

(3) 落札者を決定しようとする事について

2 前項の学識経験を有する者は、市長が委嘱するものとする。

(評価結果等の公表)

第5条 総合評価方式により入札を実施した場合は、次に掲げる事項について公表するものとする。

(1) 入札参加者名

(2) 入札参加者の入札価格、技術評価点及び総合評価点（評価値）

(雑則)

第6条 この要領に定めるもののほか、総合評価方式の試行は、埼玉県総合評価方式実施マニュアル、埼玉県総合評価方式（自己採点型）試行要領、日高市契約規則、日高市契約事務要綱、日高市事後審査型一般競争入札要領、日高市低入札価調査制度実施要領、その他の法令等に定めるところによる。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年6月22日市長決裁）

この要領は、令和2年6月22日から施行する。